

かね
兼

ひら
平

けん
賢

じ
治

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 216 号
学位授与年月日	平成18年5月11日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程) 歴史科学専攻
学位論文題目	近世武家社会の形成と東北諸藩 ——一七世紀にみる武家社会の転換——
論文審査委員	(主査) 教授 大藤 修 教授 今泉 隆雄 教授 佐藤 弘夫 助教授 安達 宏昭 助教授 柳原 敏昭

論文内容の要旨

序章 本論の課題と構成

本論が扱う一七世紀の武家社会は、依然として軍事的緊張が支配した慶長・元和期(一五九六～一六二四)から、元和偃武以来の平和が続き、幕藩体制が確立してくる寛永期(一六二四～四四)、そして、明清交替により国外の憂いが解消され、幕府・藩ともに江戸時代をとおして続く支配のしくみが整って社会全体が安定感を増す寛文期(一六六一～一六七三)を経るなかで、そのあり方が大きく転換することになった。そして、その武家社会の転換にともなって、そこに生きた武士のあり方もまた大きく転換した。本論が特に関心を寄せる四代将軍徳川家綱の政権期(一六五一～八〇)に幕府が相次いで実施した諸政策は、こうした武家社会の転換を背景とするもので、幕藩体制のより一層の安定と強化を推しすすめる政策であったと評価されている。

しかしながら、現在示されている武家社会の転換像を構成している個別事象をみても、実証的な研究の十分な蓄積を持たず、議論だけが先行するかたちですでに提示されている大きな転換像の枠のなかに位置付けられて、概括的に論じられるにとどまっているものも少なくない。今日提示されている転換像と個別事象のそのなかでの位置付けがたとえ正鵠を得たものであったとしても、やはり個別実証的な研究を積み重ねることによって、はじめてその妥当性を確認し得るし、より説得性を獲得することができよう。そして、その過程のなかで、あるいは別の研究素材を検討する過程のなかで、新しい論点を

導き出すことができれば、従来のものとは違ったところから武家社会の転換の諸相を提示する道も拓けよう。そこに、本論の意義を見出したい。

そこで、本論が課題として設定するのは、一七世紀における武家社会の転換の諸相を、①家綱政権期の諸政策(第一部)、②転換期に生きた人々の一生(第二部)、③東北の馬(第三部)という、三つの視点を中心に据え、現在「東北地方」とよばれている地域にみられた特色・地域性に着目し、より良質な史料に基づいて、実証的に描き出すことである。

本論が東北地方にみられた特色・地域性に着目したいのは、これまで全国一様に受容され展開したように描かれてきた感のある武家社会の転換の諸相を、特色ある地域に焦点をあてて検討するなかで、従来のものとは違ったところから転換の諸相を描き出すことができるのではないかと、という筆者の期待が込められている。そして、東北地方を研究対象とするのは、周知の事実ではあるが、①中世以来の歴史と伝統を誇る旧族外様大名が集中的に配置されていること、②武士にとってなくてはならない存在である馬の古くからの全国に知られた産地であること、このふたつの大きな特色・地域性を有しているからである。

第一部 徳川家綱政権の諸政策にみる武家社会の転換

第一部は、幕府政治と藩政の動向から、武家社会の転換を実証的に描き出そうと試みた。その際に取り上げたのが、幕府政治の転換期にあった家綱政権の諸政策、なかでも、第一章で寛文三年(一六六三)の殉死禁止令を、第二章で同五年(一六六五)の証人制度廃止を取り上げた。どちらも、当該期の幕府政治が論じられる際に必ず論及される政策である。

この二政策については、戦前に栗田元次氏が、幕府政治の武断政治から文治政治への転換を示す政策として評価して以来(栗田『総合日本史大系9 江戸時代上』内外書籍株式会社、一九二七年)、それが通説となってきたが、朝尾直弘氏の家綱政権期に焦点をあてた研究(朝尾「將軍政治の権力構造」〔同『朝尾直弘著作集第三巻 將軍権力の創出』岩波書店、二〇〇四年、初出一九七五年])を得た後は、水林彪氏が、「個人の時代からイエの時代への変化」と表現するように(水林『日本通史Ⅱ 封建制の再編と日本的社会の確立 近世』山川出版社、一九八七年)、当該期の幕府政治にみられた、主従関係における属人的要素の制約・稀薄化とそれに替わる「家」および「家中」観念の強化という政治理念の転換のなかに位置付けられて論じられるようになった。すなわち、殉死禁止令は、主従関係における属人的要素を制約したもの、証人制度廃止は、幕府から証人(=人質)の差出しを求められていた大名に対して独立性を保持していた大身家臣が、大名の「家中」に包摂され大名宗主権が確立した結果として、評価され論じられている。これら朝尾氏の示した見解は、家綱政権期の諸政策が、文治政治の流れの一政策として強調されて論じられてきた段階を克服する画期となった。

今日では朝尾氏が示した見解が踏襲され通説化しているが、筆者が改めて二政策を取り上げたのは、これまで二政策に直接焦点をあてた実証的な研究蓄積が乏しいなかで議論がすすめられており、そこに新たな議論を展開する余地が多分に残されているように思われたからである。第一部では、それぞれの政策について検討を加え、従来の見解とは違ったところから、一七世紀における武家社会の転換の諸相を描き出す可能性を探った。

第一章 家綱政権の殉死禁止令と東北諸藩

第一章では、殉死禁止令公布後に殉死に替わって行われるようになった家臣の剃髪行為に着目して、

武家社会の根幹をなす主従関係の「人」から「家」への転換が実際にどのようにみられたのか、盛岡藩と仙台藩の事例から検討を試みた。

殉死禁止令については近年、その本質が、主従関係を「人」を中心とする属人的な関係から「家」を中心とする永続的な関係へと転換することによって、安定した主従関係を構築することにあつた、との見解が唱えられ通説化している（朝尾前掲論文、水林前掲書、高埜利彦『日本の歴史^⑬ 元禄・享保の時代』〔集英社、一九九二年〕）。しかし、主従観の転換をはかることはそう容易なことではなかつた。殉死が禁止されると、現役藩主や隠居した藩主の死に際して、報恩の念からその菩提を弔うために剃髪し、あの世に赴く藩主へ最後まで奉公を尽そうとする者が多く現れるようになったのである。

盛岡藩の剃髪は隠居をともなつたから、元禄一五年（一七〇二）の重信・行信の相次ぐ死を機に、私情を優先して勝手に剃髪した者を厳しく処罰し、さらに、すでに隠居している者と老人にのみ剃髪を許可することで、現役藩士のほほすべてが引き続き新たな藩主に奉公する体制を築いていった。時に家臣が許可なく行い、忠義の行為として追認されてきた殉死や剃髪隠居（奉公を辞退する行為）を、主君の意向のもとに完全に掌握することで、安定した主従関係の構築をはかつたのである。仙台藩の剃髪は、約一年後に束髪して藩政に復帰するものだったから、江戸時代をとおして容認されていたが、許可する人数を減らし、剃髪を認める人物の役職に制限を設けるなどの対応がなされていた。

ここで注目したいのは、剃髪が全て禁止されたわけではなく、また、幕府や盛岡藩、八戸藩の例などをみると、勝手に剃髪した者がその罪を問われても、親の剃髪への心情を汲み取って、子が新規に召し抱えられていることである。殉死や剃髪に込められた心情は、武家社会において完全に否定されるものではなかつた。

こうした検討結果から第一章では、殉死禁止令公布後の主従関係のあり方が、「人と人」という属人的関係から、「家と家」という永続的な関係に大きく転換するなかで、主従間の属人的関係は、そうした流れに規制されながらも否定されるのではなく、主従関係を支えるもうひとつの柱としてあり続けたことを指摘した。

第二章 江戸幕府証人制度の運用にみる幕藩関係の展開

第二章では、寛文五年に廃止されることになつた証人制度を取り上げて、依然として武家社会を軍事的緊張が支配した慶長・元和期から、国内外の平和が達成し、幕府・藩ともにしだいに安定した政治運営がなされるようになった寛文期にいたるまでの幕藩関係の推移を検討した。

証人制度廃止については、大名に対して独立性を保持していた大身家臣が大名の「家中」に包摂され、大名領内において大名宗主権が確立したことを反映したものである、との見解が示されて通説化している（朝尾前掲論文、在原昭子「江戸幕府証人制度の基礎的考察」〔『学習院大学史料館紀要』第二号、一九八四年〕）。確かに、藩政が確立する過程で大身家臣を「家中」に取り込むことは、大名にとって克服すべき課題であつた。しかし、本章で明らかにしたように、慶長・元和期、家光政権期、家綱政権期と、それぞれに証人制度の運用目的・意義が異なつていった。また、証人制度の適用範囲も、当初は西国の豊臣恩顧大名を中心とするなど偏りがみられたが、家光政権期になってはじめて東北の有力外様大名もその範囲に組み込み、名実ともに全国政策となつていった。証人制度の運用目的・意義とそれが廃止された背景について、大名宗主権の確立にむけた動きとの連動性から解明するだけにとどまらず、各政権期の幕府政治との連動性からも解明する必要があると思われる。

慶長・元和期における証人制度の運用目的・意義は、豊臣恩顧の有力外様大名が集中し、幕府にとって侮ることのできなかつた西国大名の軍事力を掌握することにあり、早くから幕府に対して臣従化がすす

んでいた東北の有力外様大名は、この時点では証人の差出しが求められていなかった。そして証人制度は、家光政権期になってはじめて、東北の有力外様大名をも適範囲に組み込んで全国政策として展開されるのだが、その背景としては、ひとつには軍事的側面に着目して、島原の乱を契機として全国の大名の軍隊を公儀の軍隊として掌握する意図があったこと、ふたつには政治的側面に着目して、大名を支えて幕府の政策を大名領内に実現し安寧に統治する役割を担っていた家老ら（石高の高下にかかわらず藩政に重きをなしていた家臣たち）を直接掌握する意図があったこと、この二点を筆者の見解として提示した。幕府は、大名の有力家臣の子弟を証人として江戸へ「参勤」させ、家の名誉ともなる将軍への御目見をさせることで、有力家臣父子とのあいだに主従関係にも似た関係を取り結び、幕府への自発的な忠誠・臣従を引き出していたのだった。

家綱政権における証人制度の意義・目的は、家綱の将軍就任直後に代替わりの証人改めが実施されたように、政治能力を備えていない幼将軍を擁した幕府の危機感から、難局を乗り越えるために軍事・政治両面で幕藩関係の引き締めをはかることにあった。

以上の検討結果から、本章では証人制度が廃止された背景を、軍事面に着目するならば、すでに先行研究で指摘されているように、広大な知行地を宛がわれ自身の軍隊を有していた大身家臣の大名家中への包摂が寛文期にはすでに達成されていたから、幕府が大名の軍隊を公儀の軍隊として掌握するには大名との主従関係だけでよくなっていたこと、政治面に着目するならば、幕府の政策を領内に伝達・貫徹させるルートのなかに領内支配機構が組み込まれて定着しており、大名の代行機関としての家老もまたそうしたルートのなかに組み込まれた存在になっていたから、幕府が家老らを直接に掌握しなければならない段階を克服していたこと、そしてさらに、証人として江戸へ参勤して幕府の威光を体感した有力家臣の子弟らが、やがて父の後を継ぎ家老となっていったこと、を指摘した。

第二部 転換期に生きた人々

——大名・家臣・牢人とその家族の一生——

第二部では、幕府政治と藩政の動向に着目した第一部とは別の視点から、すなわち一七世紀の武家社会の転換期に生きた人々に着目して、それぞれ個別に設定した課題に即して実証的に検討し、当該期の転換の諸相に迫った。第三章では、近世前期に大量に発生した牢人とその家族の一生を、第四章では、平和の維持が求められた近世武家社会における大名家同士の離婚の実態と武士の家同士の交際のあり方について、それぞれ解明することを試みたものである。

第三章 新参家臣の一生と武家社会の転換

——盛岡藩主南部重直の新参家臣の召抱えを事例に——

第三章では、一七世紀の武家社会を論じるなかで必ず論及される牢人とその家族の存在に着目し、根岸茂夫氏の研究（根岸『近世武家社会の形成と構造』吉川弘文館、二〇〇〇年）を除くと必ずしも十分に明らかにされてこなかった彼らの一生を、盛岡藩の藩主重直の藩政期（一六三二～六四）に召抱えられたおもに牢人を素性とする新参家臣を事例に明らかにした。それと同時に、彼らの一生と武家社会の転換との関係性にも言及するように努めた。盛岡藩を事例に取り上げたのは、近世前期に多く創設された譜代藩に比して、旧族外様大名は家臣団を早くに固定させていたとして、牢人の大量召抱えの場としては想定されることがほとんどなかったが（根岸前掲書）、重直は積極的に新参家臣を召抱えており、そのことが、旧族外様藩である盛岡藩にどのような影響をあたえたのかを問う意図があったからである。

本章では、新参家臣が生まれて成長し、旧主家を離れて牢人、やがて盛岡藩に仕官し、奉公途中で辞去したり改易に処される者もあったが、奉公を勤め上げて隠居時や死亡時に相続を許され、菩提寺で静かに眠るまでを、数量分析と個別事例を紹介しながら実態解明に努めた。そして、そのなかで、盛岡藩に召抱えられた全国各地に出生地をもつ牢人たちが、戦乱の世から泰平の世へと転換するなかで、武士本来の戦闘者としての能力(実戦経験・実戦能力)以外のところで奉公し、召抱えてくれた藩主重直のもと、おもに一〇〇石以上、四〇〇石未満の地方知行をあたえられ、藩政の主要な役職に就任するなど重用されて家臣団の中核を担っていたこと、また、様々な能力・技術をもつ彼らの召抱えが、盛岡藩の文化の形成と発展に大きく寄与したこと、さらに、重直の死によって後ろ盾を失った新参家臣は、彼らの流入によって「譜代」意識を鮮明にした譜代家臣の巻き返しにあうことになったが、それを乗り越えて奉公を無事に勤め、隠居・死亡時には相続が認められて、家臣団の一員としての「家」の地位を固めていくことになったこと、を明らかにした。以上のように、旧族外様藩である盛岡藩にとって新参家臣が、文化の形成・発展に寄与したこと、譜代家臣の「譜代」としての自己認識の形成を促したこと、家臣団の中核として世襲・固定化の道を歩んだことは注目してよい事実だろう。

そして、牢人の家族の問題に関していえば、重直は新参家臣の親類兄弟を積極的に召抱えており、あるいは、新参・譜代にかかわらずその親類兄弟の領外流出を許さず、また、家臣団の婚姻への介入に積極的であったが、それは、譜代家臣の整理を断行し、自身が能力を評価した新参家臣を大量に召抱えて意図的に家臣団の入れ替えを行い、藩主権力の強化に努める一方で、そうして築き上げた家臣団の固定化を、盛岡藩における彼らの「家」の拡大によって促す意図があったと思われる。また、新参家臣の召抱えに際して、牢人と新たな仕官先とのあいだで旗本が仲介していたことは知られているが(根岸前掲書)、新参家臣が再び牢人となる時にも旗本が介在しており、なかでも、領外へ連れ出すことができない「御国もの」である新参家臣の妻についても旗本が重直に口添えし、これを許可させていたことは、注目してよい事実だろう。

第三章付論 盛岡藩主南部重直の嗣子選定について

第三章付論では、第三章で言及した、譜代家臣による新参家臣への巻き返しがはかられる契機となった藩主重直の死をめぐる諸問題を、筆者が新たに発掘した史料を基に検討を加え、従来の説に再考を迫ったものである。

本付論で得た成果としては、大藩の細分化政策をとる幕府が、重直が嗣子未定のまま死去するという事態を利用して、積極的かつ政略的に相続問題に介入し、盛岡藩の分割をはかったとされてきた従来の説(『盛岡市史』第三分冊一、森嘉兵衛分担執筆、一九五六年)を見なおし、分割がそうした幕府の介入によって引き起こされたものではないことを明らかにしたことがある。さらに、そうした説が唱えられる背景となった、幕府の政略的意図によって引き起こされたとされる従来の大名改易像や幕府側が積極的に介入し改易を招いたとされる従来の御家騒動像を、今後さらに克服し、新たな幕藩関係のあり方を問う事例のひとつとしての意義を、重直の嗣子選定をめぐる一連の諸問題にあたえたことであろう。

第四章 大名の離婚について

——佐伯藩主毛利高久とその正室幕子の離婚をとおして——

第四章では、中世においては軍事同盟の破綻を意味する武家の離婚が(田端泰子『日本中世女性史論』塙書房、一九九四年)、平和の維持が求められる近世武家社会にあってはどのように行われていたのかを検討した。

近世の武士の離婚については、中田薫氏が、離縁届や『武家用文章』などの文言に「双方熟談之上離縁仕」や「親類相談の上離別致し、夫よりも里方よりも其段届に及上は」などとみえることから、「少なくとも形式上に於ては」と前置きした上で、「夫婦及び双方親類間の協議に基づく離婚であって、夫の一方的意思に依る離婚ではない」との見解を示しているが（中田「徳川時代の婚姻法」〔同『法制史論集』第一卷、岩波書店、一九二六年〕）、その後は中田氏の研究成果を踏襲し、概説的な説明がなされているだけで、具体的な事例を取り上げて説明や検討がなされていることは稀であった。こうしたなかで高木侃氏は、武士の離婚について、「武家の縁組では、妻の家は夫の家と同格であるか、あるいは妻の方が夫の家の家格よりもやや上である傾向がみられた」と林由紀子氏の研究成果を援用し、このことから「夫の一方的離縁は実質的にもなしえなかった」として、「形式・実質ともに夫の恣意的離縁でなかった」との見解を示している（高木『増補三くだり半 江戸の離婚と女性たち』平凡社、一九九九年、原版一九八七年）。しかし、武士の離婚、なかでも大名の離婚については、そのあり方について直接焦点をあてた詳細な研究はこれまでなされてこなかった。本章は、わずかな事例からの検討にとどまるが、離婚の経緯を紹介し、さらにその実態について検討を試みたものである。

まず、夫に離婚の意思がある場合について述べよう。大名・藩士ともに、離婚においては夫の意思を尊重すべきものとされていたが、だからといって夫が離婚を強行に実現させようとするれば、両家の情宜は大きく損なわれることになった。こうした家臣間の不和は本来が戦闘集団である武士にとっては回避すべき事態であり、また、不和を家中に抱え込むことを主君（将軍・大名）は望むはずもなかった。ために主君は両家から「双方熟談」の上での離婚である旨を記した離縁届の提出を求めたし、実態としても円満な離婚となるよう求めていたのだろう。高木侃氏は「熟談離婚」であった理由に、夫の家が妻の家の家格に遠慮したことや礼儀が重んじられたことを指摘するが（高木「離婚」〔『国史大辞典』第一四卷、吉川弘文館、一九九三年〕）、こうした主君と家臣の関係からみても、離婚の多くは、夫の家も妻の家に配慮しながら、円満な形で離婚できるよう努めたのではあるまいか。

一方、妻が離婚を要求した場合はどうであったか。夫の離婚意思が尊重された当時において、実家への逃げ込みともいうべき方法でもって妻から離婚を要求されることは、名誉と体面を重んじる武士にとって外聞が悪く、面目が立たない事態であった。当時の武士の離婚観がこのようなものであったから、離婚に際して妻の側も夫（夫の家）の面目が立つように配慮する必要があったのであり、それが礼儀であったのだろう。そうしなければ、妻の家に非難が及ぶ恐れもあったのである。武士の婚姻においては、妻の家の家格が夫の家の家格と同格かやや高い傾向にあったとされるが（林由紀子「尾張藩藩士の婚姻と家格」〔『法政論集』第九〇号、一九八二年〕、同「近世武家の家のあり方一家とその継承」〔『歴史と地理』第三二八号、一九八二年〕）、こうした家格の差を越えて、妻の家は夫の家に十分に配慮しながら離婚を実現させていたのではなかろうか。

以上のような検討結果を得たことから、本章では、江戸時代の武士の離婚の多くは、夫の家と妻の家が互いに諸事情に配慮し、協力し合って、円満な形で離婚できるよう努めていたと考えられること、そして、その実現のために、問題が生じた際などに相談相手となる親類・縁者と、両家の意向を片落ちとしないように取りまとめていた取持（仲人）が重要な役割を果たしていたこと、を指摘した。

第三部 東北の馬にみる武家社会の転換

第五章 東北の馬にみる江戸幕府御用馬購入策の変遷

第三部第五章では、幕府の御用馬購入策の変遷と、その時々武家社会のあり方や幕府政治との関連

性を、江戸時代をとおして続けられた幕府による東北の馬の購入に着目して、解明を試みたものである。そこには、第一部では幕府政治と藩政の動向から、第二部では転換期に生きた人々から、それぞれ一七世紀における武家社会の転換の諸相を描いてきたが、そうした武家社会の転換を、さらに武士身分の象徴であった馬のなかでも中世以来武士の羨望の的であった東北の馬をとおして描き出すねらいもあった。

武士にとって馬は、所有者の武威・武芸という戦闘者としての技量、そして、身分格式という支配者としての地位・権威を象徴する存在であったから、武家の頂点に立つ将軍は、良馬の産地である東北諸藩に公儀御馬買衆を派遣して、最も優れた馬を確保していた。幕府は早い段階から御馬買衆を派遣しており、諸大名や旗本も競うように馬買役人(脇馬買)を派遣していたが、平和が持続し、幕府も諸藩も財政が厳しくなるなかで、馬を数多く飼育し維持することは困難であった。脇馬買の派遣も時代が下るにつれて減少した。御馬買衆の派遣が東北諸藩の動静を探る役割を担っていたとすれば、幕藩関係が安定したなかで、幕府が毎年派遣する積極的価値も薄れたのだろう。元禄四年(一六九一)の御馬買衆の派遣廃止は、そうした武家社会の変化に対応したものであったといえよう。

その後、頭数が少ないながらも幕府による盛岡・仙台両藩からの馬の購入は続いたが、武威の高揚と将軍権力の強化をはかった八代将軍吉宗の登場により、馬の購入頭数は増加し、幕府の馬政も強化された。そこには、享保改革の一環として幕府が自力で御用馬養成確保体制を構築する意図もあったようであるが(荒居英次「徳川吉宗の洋牛馬輸入とその影響」『日本歴史』第一七四号、一九六二年)、享保後期以降は再び馬の購入頭数が減少する。幕府が購入した両藩領産の馬と輸入した洋馬により幕府牧での御用馬養成確保体制が整ったことと、当時の両藩の馬政の停滞が関係していよう。

以上、本章で明らかにしてきたことから、幕府による東北の馬の購入、なかでも盛岡・仙台両藩からの馬の購入が、幕府政治や武家社会のあり方の変化にともなって、購入方法や購入馬数もまた変化させており、両者が密接に連動していたことを指摘した。

第五章付論 公儀御馬買衆の派遣開始時期について

第五章付論では、公儀御馬買衆(以下は「御馬買衆」と略称)の東北諸藩への派遣開始時期について、現在においても諸説がみられるが、その時期の確定に努めたものである。

その検討結果、幕府が開かれる以前からの家康・秀忠による南部領への「御馬御用」役人の派遣が江戸幕府にも引き継がれており(「譜牒餘録」・「宝翰類聚」、この「御馬御用」役人の派遣と「御馬買衆」(「雑書」・「伊達治家記録」・「梅津政景日記」)の派遣に同一性あるいは連続性が推測されること、また、仙台藩では、確認される限りでは元和四年(一六一八)から「御馬買衆」による御用馬の購入が開始されたようであるが(「伊達治家記録」・「江戸会誌」、それ以前から「御馬御用」役人や「御馬買衆」が江戸・盛岡間の行程のなかで訪れていた可能性が高いこと、秋田藩へは、遅くとも寛永元年(一六二四)には「御馬買衆」が来訪していたこと(「梅津政景日記」、を確認した。そして、この「御馬買衆」の派遣は、寛永前期には派遣される旗本の人数や東北諸藩をめぐる行程が一定ではなかったが(「梅津政景日記」、盛岡藩の家老席執務日記である「雑書」(一九〇冊、盛岡市中央公民館所蔵)から知られるように、毎年画一的な派遣がなされるようになるのは、寛永中後期からであったことを明らかにした。

第四部 藩政確立期の盛岡藩政史料

第四部では、第一部から第三部においておもに利用した盛岡藩政史料そのものについて、これまで言

及してきた論文を基に構成したものである。

第六章 盛岡藩関係史料について

一 藩政史料を中心に

第六章では、盛岡藩関係史料のおもな所蔵機関である岩手県立図書館と盛岡市中央公民館について、史料の保存・管理・公開・利用の現状と問題点を紹介し、改善策を提示して、実際に「藤根家文書」(盛岡市中央公民館所蔵)にその改善策を施した。筆者が提示した改善策は、両施設の史料は、出所原則が守られず(出所の把握がすでに困難であるものも多い)、日本十進分類法に準拠して目録が作成され、保存・管理されているという現状にあるから、目録を再編成するのではなく、現時点で出所が特定できるものについては備考欄に明記するなどし、史料群として出所が明らかな場合はその目録を別に作成し、さらに、その出所に関する説明を簡単なものでよいから目録に付す、というものである。現時点では出所が把握可能でも、その出所を記録した公文書が保存年限を過ぎて廃棄され、新たな出所不明の史料が生み出される危険性が高いなかで(現に公文書が廃棄されて出所不明となった史料が生み出されているなかで)、すぐに施すことができる改善策を提示した。

第七章 盛岡藩の藩政確立期を読み解くための新史料

七章では、従来ほとんど利用されておらず、解題も施されないままにあった史料(「古記録雑抄」[一冊、岩手県立図書館所蔵]、「秘記」[二冊、岩手県立図書館所蔵]、「奥瀬家日記抜書」[二冊、盛岡市中央公民館所蔵])を、第一部から第三部の各章のなかで引用するにあたり、徹底した史料批判を加え、それぞれに解題を施し解説文を紹介してきた論文を基にまとめたものである。

新たに発掘した史料や解題を施されていない史料を利用するにあたっては、史料紹介をするなどして、その史料を研究を志す人すべての共有財産とし、誰もが平等な立場で利用し議論ができるようにすることが、研究者に求められる作業であり、また、そうすることが、新たな研究の発展を促すことにつながるものと確信している。

終章 本論の成果と今後の課題

以上、本論は、第一部では幕府政治と藩政レベルから、第二部では転換期に生きた個人とその家族のレベルから、第三部では馬という武士と密接な関係にあった動物から、一七世紀における武家社会の転換の諸相を描き、第四部ではその転換像を描く上で利用した史料について紹介してきたが、本論で取り上げた素材と内容、史料は、先行研究の蓄積の薄いものが多く、個々の問題の実態解明に関心が傾きすぎたために、やや全体としてのまとまりに欠けるものとなった感がある。ただし、各部各章では、課題を多く残しながらも、新たな論点・私見を提示し、研究の進展に資するように努めたつもりである。現時点では、そこに本論の意義を見出し、今後は、残された課題を克服し、さらに研究を積み重ねていくなかで、本論の成果を取り込んだ新たな武家社会の転換像を描くこととしたい。

論文審査内容の要旨

本論文は、乱世から泰平の世へと移り変わった17世紀における武家社会の転換の諸相を、政治社会史的観点から、東北諸藩、特に盛岡藩を主たる対象として考察したものである。序章、本論4部7章、付論2篇、終章によって構成される。

序章では、本論文のテーマと関わる諸研究を取り上げて論点を整理したうえで、自身の課題と分析視角を提示し、各章の概要を述べる。

第1部「徳川家綱政権の諸政策にみる武家社会の転換」では、武家社会の転換を象徴する第4代将軍徳川家綱政権期の殉死禁止令と証人制度廃止について検討する。両政策については、戦前に栗田元次が幕府政治の武断政治から文治政治への転換を象徴するものと評価して以来、それが通説化していた。近年は新たな視角から論じられるようになってきているが、未だ実証的な研究蓄積に乏しいとして、具体的な事例から再検討を加え、それを通じて武家社会の転換の諸相を照らし出すことを試みる。

第1章「家綱政権の殉死禁止令と東北諸藩」では、寛文3年(1663)の殉死禁止令が武家社会に及ぼした影響と反応の具体相を盛岡・仙台両藩の事例から描いている。同令については近年、主従関係における奉公のあり方を、主君個人へ忠誠を尽くす属人的な不安定な関係から、主君の「御家」に対して忠誠を尽くす永続的で安定した関係へ転換することを意図した政策であったとする見解が示され、広く受け入れられている。これに対し論者は、盛岡・仙台両藩では殉死禁止令後、殉死に替わって剃髪して亡き主君の菩提を弔う行為が出現している点に注目し、主従関係が家相互の永続的關係に転換する趨勢の中にあっても、主従間の属人的な関係はその流れに規制されながらも否定はされず、主従関係を支えるもう一つの柱であり続けた、と主張する。

第2章「江戸幕府証人制度の運用にみる幕藩関係の展開」では、寛文5年(1665)に廃止されることになった証人制度を取り上げ、慶長・元和期から寛文期までの幕藩関係の推移を検討する。幕府が大名の重臣から子弟を証人＝人質としてとる証人制度とその廃止については、近年、大名宗主権確立に向けた動きの中で解釈するのが主流の見解になっている。しかし論者は、西国の有力外様と東北の有力外様大名とでは幕府から証人差し出しを求められた時期が大きく異なっている点に注目し、大名宗主権確立への動向との関連で証人制度を全国一様に論じることに疑問を呈する。そして、幕府の証人制度運用実態を政権ごとに検討し、その運用目的と意義を時々の政治・社会状況および藩の動向と関連づけて考察している。

第2部「転換期に生きた人々—大名・家臣・牢人とその家族の一生—」では、17世紀の武家社会の転換期に生きた人々の一生に視座を据えて、それぞれ個別に設定した課題の実証的検討を通して、転換の諸相にアプローチする。

第3章「新参家臣の一生と武家社会の転換—盛岡藩主南部重直の新参家臣の召抱えを事例に—」では、関ヶ原の合戦や大坂の陣の戦後処理として、あるいは幕藩制確立過程での幕府の大名統制策として断行された大名改易により、大量に生み出された牢人とその家族が、その後どのような一生を送ったのかを、盛岡藩第三代藩主南部重直の藩政期(1632～64)に召抱えられた、主に牢人を素姓とする新参家臣を事例に検討する。牢人の召抱えを仲介していたのは旗本であり、様々な能力・技術を買われて取り立てられた新参家臣は、藩政の確立のみならず、新たな文化の形成にも寄与し、家臣団の中核として世襲・固定化の道を歩み、一方で譜代家臣に「譜代」としての自己認識を形成させる契機となったことを指摘している。

付論「盛岡藩主南部重直の嗣子選定について」は武家社会転換期における大名家の相続問題を考察したもので、新参家臣に対する譜代家臣の巻き返しが図られる契機となった重直の嗣子未定の状況における死について、そうした事態に陥った経緯とそれへの幕府の対応を、新史料によって再検討し、通説を改めている。従来、後年の編纂史料によって重直「暴君」像が流布し、重直死後の相続問題についても、嗣子を定めなかった重直の失政から幕府の介入を招き、南部家は一旦断絶させられたうえで、重直の弟の重信に盛岡藩8万石、直房に八戸藩2万石が新規に与えられた、という見解が通説化していた。これに対し論者は、編纂史料は新参家臣を重用した重直に対する譜代家臣の不満を背景に、重直を暴君として描こうとする作加えられている可能性があることを指摘し、自らが発掘した第一次史料にもとづき、重直は生前、将軍家綱に相続人の選定を委ねて許可を得ており、幕府の措置も重直の弟2人に分割相続させたものである、という見解を提示している。

第4章「大名の離婚について—佐伯藩主毛利高久とその正室幕子の離婚をとおして—」は、転換期の武家社会に生きた女性である南部幕子と大名の毛利高久との離婚事例を検討して、研究蓄積のない大名家同士の離婚の実態を解明するとともに、泰平の世のもとでの武家社会における交際のあり方と論理を探ったものである。戦国期には離婚は軍事同盟の破綻を意味したが、平和の維持が求められる近世においては、夫・妻双方の実家間の情誼を損ねないように円満な形で離婚を成立させることが規範とされ、親類・縁者や仲人が重要な役割を果たしていたことを指摘する。

第3部「東北の馬にみる武家社会の転換」では、武士身分の象徴であった馬の中でも中世以来武士の羨望的であった東北の馬に着目して、武家社会の転換を描き出す。

第5章「東北の馬にみる江戸幕府御用馬購入策の変遷」は、幕府の御用馬購入策の変遷と、その時々々の武家社会のあり方や幕府政治との関連性を、江戸時代を通して続けられた幕府による東北産馬購入に着目して検討したものである。本章で言及する公儀御馬買衆が盛岡・秋田・仙台の諸藩に派遣されるようになった時期については、付論「公儀御馬買衆の派遣開始時期について」で、良質な史料にもとづいて確定を試みている。

第4部「藩政確立期の盛岡藩政史料」は第6章「盛岡藩関係史料について—藩政史料を中心に—」と第7章「盛岡藩の藩政確立期を読み解くための新史料」から成り、第1部から第3部において利用した盛岡藩政史料について史料学的な検討を行うとともに、新たに発掘した史料を翻刻して紹介している。

終章では本論の成果をまとめ、今後の課題を提示する。

以上が本論文の要旨であるが、その成果は以下の点で大きな評価を与えることができる。①確立期の盛岡藩政については、主として後年の編纂史料にもとづいて研究されてきたのに対し、近年刊行が進んでいる盛岡藩家老席日誌である「雑書」を本格的に分析すると同時に新史料を発掘・活用して、通説を改めるとともに未検討の諸問題に切り込み、新たな研究の地平を開いた点。②武家社会の転換を象徴する政策とされる第4代将軍徳川家綱期の殉死禁止令と証人制度廃止について、近年新たに提示された論点を批判的に継承し、政治史と社会史をリンクさせる観点から実証的に研究を進展させた点。③17世紀に生きた大名・家臣・牢人とその家族の一生や、古代からの馬産地という東北の地域的特性に着目し、ユニークな視点から転換期の武家社会像を豊かに描いた点。

以上のごとく、本論文は実証面でも論点の面でも幕藩制確立期の政治史・社会史研究を進展させた労作であり、斯学の発展に寄与するところ大なるものがある。

よって、本論文の提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。